

村木元局長に無罪

部下への指示否定

厚労省文書偽造で判決

大阪地裁

郵便制度悪用に絡む厚生労働省の文書偽造事件で、虚偽有印公文書作成・同行使の罪に問われた元局長村木厚子被告（五四）に、大阪地裁（横田信之裁判長）は十日、無罪判決を言い渡した。判決理由で文書偽造の部下への指示を否定した。

検察側は懲役一年六月を求刑し、元局長は一貫して無罪を主張。公判ではかつての上司や部下が、捜査段階で元局長の関与を認めた供述調書の内容を相次いで否定した。横田裁判



厚労省文書偽造事件の判決で、大阪地裁に入る村木厚子元局長

長は五月、実行役とされる元係長上村勉被告（四二）＝公判中＝らの供述調書について、大半を証拠採用しないと決めていた。